

令和6年2月5日
経済産業部商業課

令和6年度のせたがやPayについて

1 主旨

区ではこれまで、コロナ禍や物価高騰による地域経済ひいては区民生活への影響等を踏まえ、区内経済の活性化（中小個店支援）、区民生活の安定化（生活者支援）及び電子決済定着による産業効率化（地域社会DX）を目的に、世田谷区商店街振興組合連合会（以下、「商店街振興組合連合会」という。）が実施するせたがやPayの運営を支援してきた。

社会経済状況の不確実性は依然としてきわめて高く、経済・物価動向を注視しつつ、平時を見据え「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」（以下、「発展条例」という。）で掲げるとおり、経済的発展と非経済的価値の両立による「地域経済の持続可能な発展」に向けた取組みに重心を移す必要がある。

したがって、令和6年度のせたがやPay支援事業については、「持続可能な経済循環で実現する世田谷のウェルビーイング」というビジョンのもと、以下の取組みにより「豊かな区民生活の実現」を目指す。

《令和6年度事業における2つの軸》

(1) ポイント還元による消費者・中小個店支援（区内経済循環誘導施策）【経済的発展】

- ・消費者へのポイント還元という経済的メリットを呼び水に、域内での継続的な消費喚起を後押し、且つ域外への消費流出を抑止することで地域経済循環を推進
- ・商店街等を中心とする地域活性化の取組みや、個店の魅力の掘り起こしを促進

(2) ウェルビーイング向上に資するデジタル地域通貨としての発展【非経済的価値】

- ・区民の行動変容を促す行政施策のインセンティブとして、分野横断的な利活用を促進
- ・区の魅力発信や税外収入確保に資するツールとして展開

2 経済的背景

政府は経済財政運営に係る基本的態度として、30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、変革を力強く進める供給力の強化策と不安定な足元を固め物価高を乗り越える生活実感の改善策により、投資と消費の力強い循環につなげるべく「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)及びその裏付けとなる令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行するとともに、「令和6年度予算編成の基本方針」(令和5年12月8日閣議決定)や今後策定する「令和6年度の経

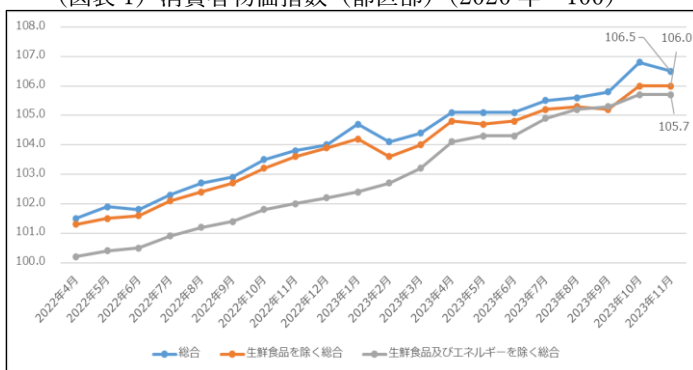
济見通しと経済財政運営の基本的態度」も踏まえ、令和6年度政府予算案を取りまとめるとしている。

また、日本銀行は令和5年12月に開催された金融政策決定会合において、日本経済は緩やかに回復し、先行きも緩やかに回復を続けるとみているものの、リスク要因として、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、経済・物価を巡る不確実性は引き続き、きわめて高いと評価している。それらを踏まえたうえで、先行きの金融政策運営の基本方針については、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、賃金の上昇を伴う形で2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを目指していくとしている（図表1～3「消費者物価指数、企業物価指数の推移」参照）。

「物価安定の目標」の実現には、来年度以降も賃上げが継続して行われることが重要であるため、中小企業を中心とした企業の賃上げ動向について注視する必要があるが、厚生労働省が発表する実質賃金指数は、11月速報において前年同月比3.0%減少し、依然として物価高に賃金上昇が追いつかない状況が続き、20か月連続で実質賃金は目減りしている（図表4参照）。

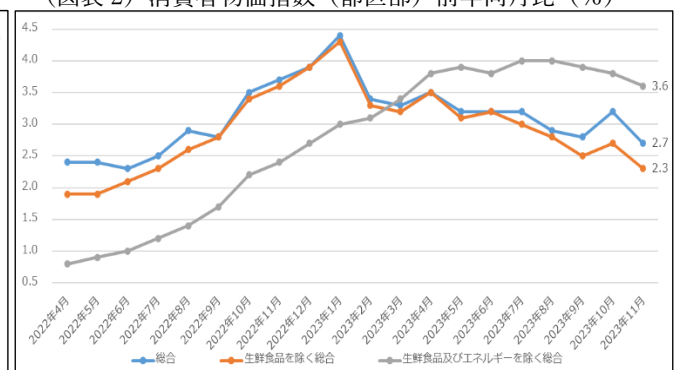
さらに、コロナ関連融資（ゼロゼロ融資）の返済開始時期のピークは既に到来し、次のピークは令和6年（2024年）4月が想定され（図表5参照）、令和5年11月の全国企業倒産（負債額1,000万円以上）は前年同月比38.8%増の807件であり、20か月連続で前年同月を上回っており（図表6参照）、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として楽観視できない状況が継続している。

（図表1）消費者物価指数（都区部）（2020年=100）



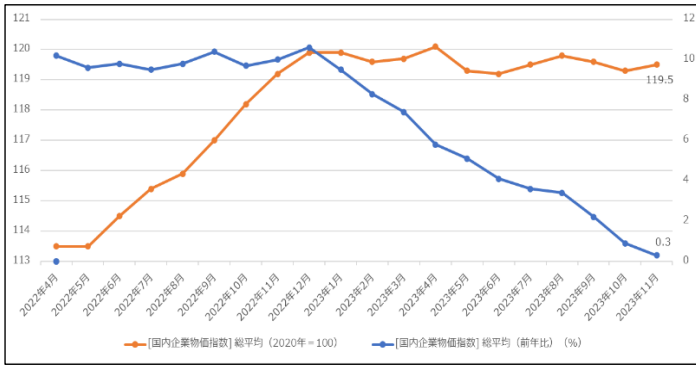
出典：総務省 消費者物価指数

（図表2）消費者物価指数（都区部）前年同月比（%）



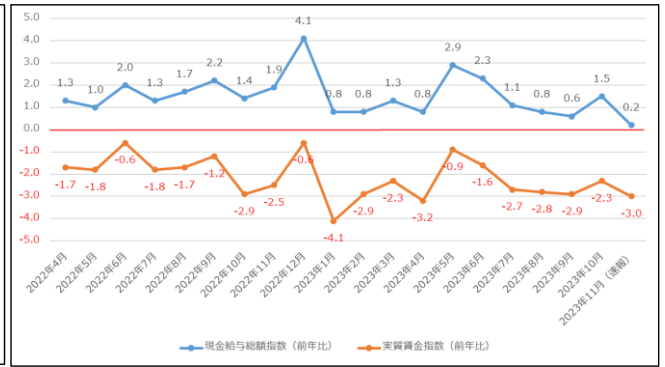
出典：総務省 消費者物価指数

(図表3) 企業物価指数(総平均)(2020年=100)及び前年同月比(%)



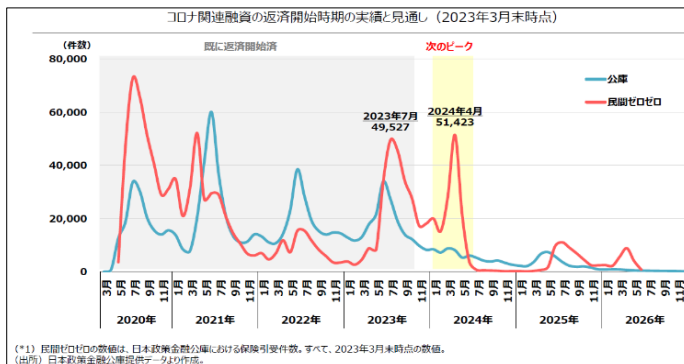
出典：日本銀行 企業物価指数

(図表4) 名目賃金指数及び実質賃金指数(事業者規模5人以上)(前年同月比%)



出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査

(図表5) コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し(2023年3月末時点)



出典：中小企業庁 中小企業政策審議会金融小委員会資料

(図表6) 倒産の状況(中小企業倒産件数)



出典：株式会社東京商工リサーチ

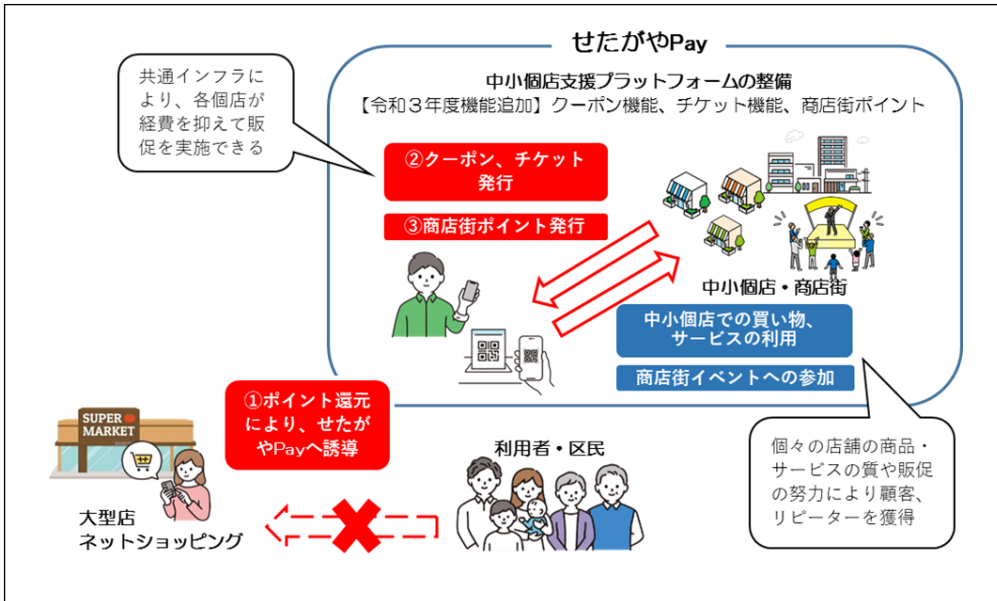
3 これまでの取組みと評価

(1) 事業開始(令和3年2月)～令和4年度事業について

せたがや Pay 事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな経済的損失を被った小売業、飲食業などの個店を支援する「個店支援プロジェクト」の一環として、令和3年2月より開始した。

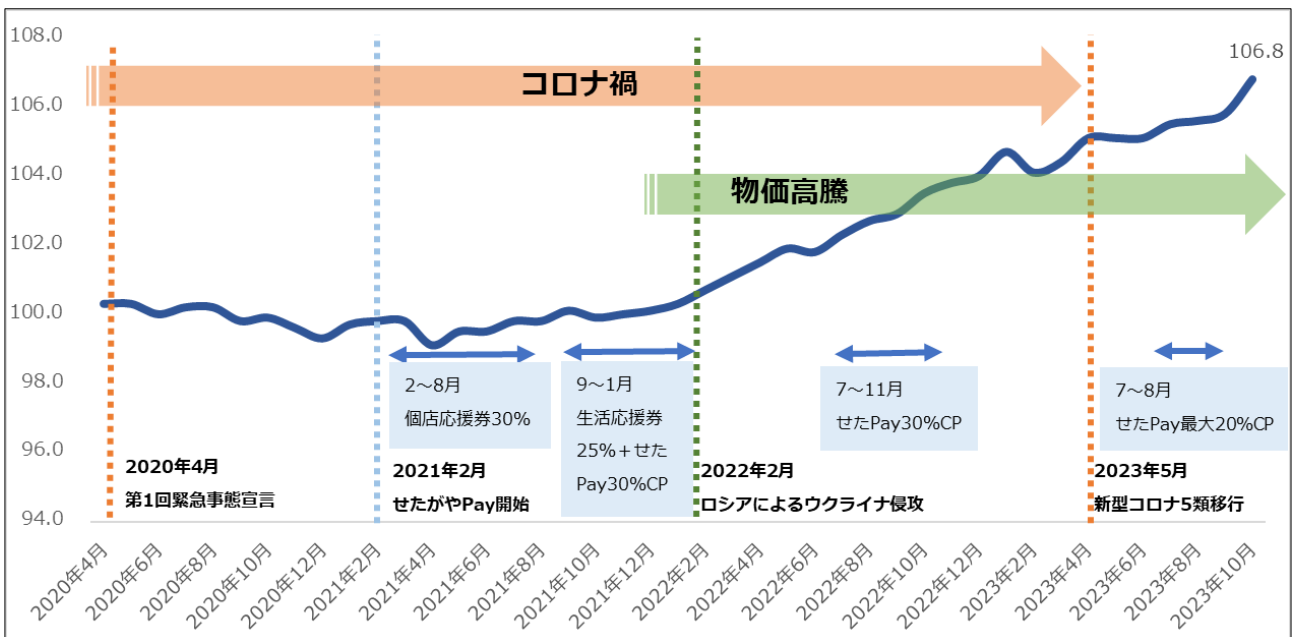
当初は「電子商品券」の側面が強調され、紙商品券事業(令和2年度予算措置「世田谷個店応援券」、令和3年度予算措置「世田谷生活応援券」と並行する形で、コロナ禍、物価高騰に係る激変緩和に資する消費喚起策として実施されてきたが、せたがや Pay の加盟店舗数やユーザー数、利用額が増加し、その認知の裾野が広がる中で、徐々に紙商品券からせたがや Pay へ段階的に移行し、中小個店デジタルプラットフォームの基礎が構築された(図表7参照)。

(図表7) せたがやPayによる中小個店デジタルプラットフォーム（従前の紙商品券電子化の当初イメージ）



また、事業開始から直近に至るまで、コロナ禍や物価高騰といった社会経済状況の時機を捉え消費喚起策を機動的に実施することで、事業目的を達成してきたものと評価している（図表8参照）。

(図表8) 社会経済状況に連動した消費者物価指数総合（都区部）（2020年＝100）の推移及び主な区消費喚起策



(2) 令和5年度事業について

① 経済的発展に係る評価

令和5年度夏季（7月～8月）に実施した消費喚起策において、同期間に投資した4億7,000万円（速報値）の公金に対して、総額16億2,700万円の消費喚起等事業効果額、さらに17億1,300万円の経済波及効果額が生じたと推計し、十分な経済効果を創出したと評価している。

また、令和5年度においては継続的な「区内経済循環誘導施策」とスポットでの「消費喚起策」を併用実施することで、新たな消費を短期的に喚起する政策から、継続的に区内消費に誘導する政策へと重心を移した結果、一定の固定ユーザーと決済数を確保し区内経済の安定を下支えしていると考えられる（別紙1参照）。

《夏季消費喚起策の消費喚起等事業効果》

事業効果額の内容	金額	対公金の倍率
公金投資額（夏季消費喚起策に投じた付与ポイント額／速報値）	470,000 千円	—
消費喚起等事業効果総額（消費喚起効果＋区外流出防止効果）	1,627,000 千円	3.46 倍
経済波及効果額（生産波及効果額）	1,713,000 千円	3.64 倍

《せたがや Pay 関連数値 ※令和5年12月末時点（別紙1参照）》

せたがや Pay 関連数値の内容（令和5年12月末時点）		数値
加盟店登録店舗数（店舗）		5,093 店舗
ユーザー数	累積アプリダウンロード数（令和3年2月～）（件）	338,282 件
	令和5年度平均アクティブユーザー数／月（人）	75,941 人
加盟店売上額	累積売上総額（令和3年2月～）（千円）	20,359,864 千円
	令和5年度平均売上総額／月（千円）	925,827 千円
	令和5年度中小企業・小規模事業者※の平均売上構成割合（％）	96.4%

※中小企業基本法上の中小企業・小規模事業者等に該当する店舗

② 非経済的価値に係る評価

令和5年度は主に区民の行動変動を促すインセンティブとして、商店街振興組合連合会及び他所管と横断的に連携し行政施策での利活用を促進し、「経済的発展」と「非経済的価値」の両立を目指す事業を徐々に展開し始めている。

《令和5年度における主な行政施策連携事例》

連携先所管	施策名	施策概要
政策経営部	ふるさと納税 ※返礼品 ：総務省が定める地場産品基準をクリアした加盟店舗で利用できる「ふるさとポイント」	返礼品規定に該当する店舗（現在約2,900店舗該当）への消費とともに、世田谷区へ来街する導線として利用。 ・令和4年度寄附総額（11月～3月） ：14,470千円、343件 ・令和5年度寄附総額（4月～12月） ：30,561千円、621件
保健福祉政策部	健康ポイント事業	国民健康保険被保険者の健康づくりや、健康意識と健康習慣の醸成を目的とした施策。7月より参加受付開始し、今年度の参加申込は終了。
高齢福祉部	高齢者外出インセンティブ事業（ポイントラリー）	高齢者のフレイル予防機会を創出することを目的としたポイントラリー事業。10月より事業試行開始、令和6年3月29日まで実施予定。

環境政策部	省エネ・再エネポイントアクション	電気、ガスの使用量削減や環境性の高い再生エネルギー電力への切り替えといった区民の行動変容を促すことを目的とした施策。6月より参加受付開始。
区互助会	福利厚生（リフレッシュポイント）	「リフレッシュポイント」（区互助会の基準に適合した店舗で利用できるポイント）を創設。10,000ポイント分の「リフレッシュポイント」と交換可能。

4 令和6年度の取組み（案）

（1）消費者・中小個店等支援策（ポイント還元事業支援）【経済的発展】

- ・令和6年度も物価高騰と需要抑制、世界経済の鈍化へのリスク等が潜在。経済・物価動向を注視しつつも、あくまで平時を見据えた制度設計とする。
- ・「重点支援地方交付金」追加による生活者・事業者への速やかな支援策を提供する主旨から、令和5年度第4次補正予算を裏付けとし、令和6年2月～5月にかけてせたがやPayを活用した「臨時消費喚起策」を支援する。
- ・「臨時消費喚起策」終了後の6月以降も、切れ目なく「区内経済循環誘導施策」を支援することで、区内消費活性化と事業者の経営を継続的に下支えするとともに、既存ユーザーの囲い込みや新規ユーザーの獲得、加盟店舗数増加によって、日常の決済手段のひとつとしてせたがやPayを定着させる。（図表10参照）

《令和6年度区内経済循環誘導施策 スキーム（案）》

① ポイント還元率

店舗区分	還元率
中小個店	5%
準大型店（コンビニ等）	2%
大型店	0%

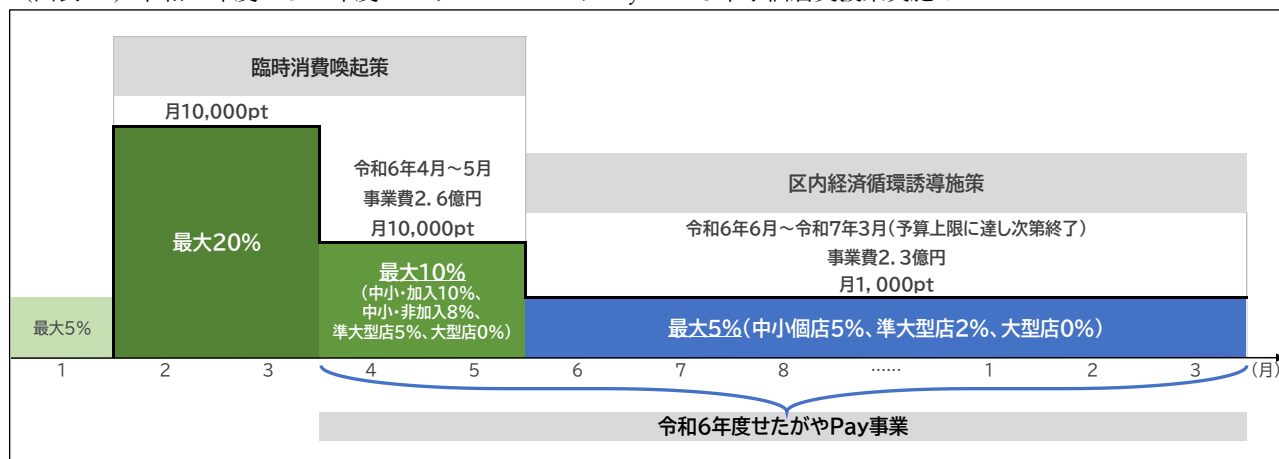
② 還元上限額/月 1,000ポイント/月

③ 事業実施期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日を予定

※予算上限に達し次第終了

④ ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

（図表10）令和5年度から6年度にかけてのせたがやPayによる中小個店支援策実施イメージ



(2) ウェルビーイング向上に資するデジタル地域通貨としての発展【非経済的価値】

- ・行政施策に係るインセンティブ活用を始め、せたがや Pay を「各分野の課題解決に寄与する横串」として分野横断的な展開を進める。
- ・せたがや Pay アプリの機能拡充や運用面での工夫を進め、「非経済的価値」を見える化し、ユーザーや事業者のせたがや Pay 利用シーンを拡大することによって、「デジタル地域通貨」としての側面をより成長させ、これまで誘引できなかったユーザーや事業者を取り込み、せたがや Pay の規模の拡大を図る。

《今後検討予定の機能拡充メニューや運用面での工夫（案）》

① 「ふるさと納税」との連携強化

：現地決済型ふるさと納税機能の搭載（来街者・観光客の誘引や、区の魅力発信の一環としての効果や、税外収入確保のツールとしての役割も期待）

② 「転々流通」による地域経済循環の加速

：令和 5 年度実装予定の「加盟店間決済アプリ」等の運用

③ 「寄附文化」の醸成による利用シーンの拡大

：令和 5 年度実装予定の「寄附機能」の運用

5 令和 6 年度経費見積り（当初予算分）

商店街振興組合連合会に対する補助金

補助金額合計 321,981 千円（特定財源：都補助金 5,000 千円）

《内訳》

(1) 事業費（ポイント還元原資 補助率 10/10） 233,700 千円

（内訳）区内経済循環誘導施策 233,700 千円

※計算式：月間コイン市場流通額 A×期間中平均還元率 B×10 か月分（令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月）

月間コイン市場流通額	570,000,000 円	A×B
A 月間支払者数	60,000 人	実績を基に算出
B 月間支払金額（コイン分）	9,500 円	実績を基に算出
期間中平均還元率	4.1%	実績を基に算出

(2) 事務費（事業実施に係る事務費 補助率 3/4） 78,281 千円

（主な経費）・委託費（事務局運営経費等） 27,887 千円

・役務費（セブン銀行、Bank Pay チャージ手数料等） 47,515 千円

・需用費（広報宣伝費等） 2,879 千円

(3) 機能拡充経費（アプリ機能改修等に係る経費 補助率 10/10） 10,000 千円

（拡充検討案）現地決裁型ふるさと納税機能（アプリ内完結、即時付与）ほか
（特定財源）都補助金 5,000 千円

6 スケジュール（案）

《令和5年度事業》

令和6年2月 国の新たな総合経済対策に伴う「臨時消費喚起策（最大20%、月間10,000ポイント上限）」実施（～令和6年3月末まで）
※令和5年度第4次補正予算等を活用

《令和6年度事業》

令和6年4月 国の新たな総合経済対策に伴う「臨時消費喚起策（最大10%、月間10,000ポイント上限）」実施（～令和6年5月末まで）
※令和5年度第4次補正予算を活用

6月 「区内経済循環誘導施策」（最大5%、月1,000ポイント上限）実施（～令和7年3月末まで）
※令和6年度当初予算を活用

令和7年3月 令和6年度せたがやPayポイント還元事業終了

7 事業の持続可能性（サステナビリティ）

商店街振興組合連合会が実施するせたがやPayへの支援にあたっては国や東京都の補助金・交付金の動向を注視し、特定財源の積極的活用による区の一般財源負担の圧縮を図るとともに、商店街振興組合連合会において事業の収益性の向上を図り、持続可能性を高めていく必要がある。

また、システムに対する信用の醸成や、事業の健全性の確保の観点から、商店街振興組合連合会と密に連携し、不適切・不正利用に対し迅速かつ適切に対応することを念頭に、再発防止策の実施を徹底し、さらに事業体制の強化を検討する。

（1）事業収益面に係る持続可能性の向上

① 商店街振興組合連合会における換金手数料の現状

せたがやPay事業開始当初は、コロナ禍による中小個店の経営への甚大な影響に伴い、激変緩和措置として中小個店については時限的に換金手数料収入負担を無料に設定。新規加盟のハードルを引き下げ、より多くの中小個店参画の一助となった。

令和5年5月から一部中小個店については換金手数料有料化を開始。それに伴い、事務経費に係る補助率を見直し（10/10補助→3/4補助）公金支出を抑制している。

② 商店街振興組合連合会の令和6年度における換金手数料の改定

換金手数料率については、中小個店の負担の抑制、まちづくりやコミュニティ形成等の公共的役割を担う商店街への加入インセンティブ、他の電子決済手段との競争力等を勘案し、加盟店種別に応じて設定されており、令和6年6月より以下の通り改定される見込み。

(参考) 令和6年度における加盟店種別及び換金手数料率改定案

加盟店種別	商店街等会員	商店街等非会員
中小個店	0% (0%)	<u>1% (0.9%)</u>
準大型店 (コンビニ等)	<u>1% (1.5%)</u>	2% (2%)
大型店	2% (2%)	3% (3%)
行政機関 (外郭団体等含む)	0% (0%)	

※ () 内が改定前の手数料率

商店街等会員：商店街振興組合連合会加盟の商店街振興組合及び商店街連合会加盟の商店会若しくは商業協組合の会員（賛助会員を含む）

中 小 個 店：中小企業基本法上の中小企業や小規模事業者に該当する事業者など

準 大 型 店：本社が世田谷区内に所在する地元資本の中小企業、コンビニなど

大 型 店：共通商品券規約第6条に定義された大型店

(2) セキュリティ面に係る持続可能性の向上

令和5年11月に、せたがや Pay を利用し架空の商品売買を繰り返してポイントを詐取したとして、元加盟店の店舗管理責任者及びユーザーが警視庁北沢警察署に電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕された。

本件不正利用に係る概要は以下の通りであり、これを踏まえ、システム利用者（ユーザー、事業者）による不適切・不正利用に対しては、引き続き商店街振興組合連合会と密に連携し再発防止策の実施を徹底する。

① 概要

架空取引を繰り返すなど、共謀して不正にポイントを取得していたせたがや Pay 加盟店とユーザーが、電子計算機使用詐欺の疑いで警視庁北沢警察署に逮捕された。被害及び不正利用の発生時期は以下の通り。

・詐取ポイント：72万ポイント※

・不正発生時期：令和4年8月（令和4年度30%還元キャンペーン実施期間中）

※なお、当該不正利用を了知し事実関係を調査・確認してから、早急に加盟店との契約を解除するとともに、詐取ポイントを全額回収したため、商店街振興組合連合会に被害は出ていない。

② 不正利用に係る対応

システムによる不正モニタリング等により不正利用を早急を確認し、加盟店とユーザーのシステム利用を停止し、詐取ポイントを全額回収するとともに、警視庁北沢警察署に通報した。

また、同様の不正を防ぐために、取引状況のモニタリング体制を強化するなど再発防止策も講じている。

③ 不正利用に係る経緯

令和4年8月中旬 システムによる不正モニタリング等により、一部加盟店及びユーザーによる不正と思われる利用（架空取引）を了知。商店街振興組合連合会にて調査開始。

令和4年8月下旬 調査により確認した事実に基づき、不正利用が行われた蓋然性が高いと判断。加盟店及びユーザーアカウントにつき一時利用停止を措置し、併せて加盟店への詐取ポイント分の換金を停止。また、悪質性が高いと判断し、警視庁北沢警察署へ通報。

令和4年9月上旬 加盟店との契約を解除。以降、警視庁北沢警察署による捜査へ協力。

令和5年3月 警視庁北沢警察署へ刑事告訴状を提出。

令和5年11月 警視庁北沢警察署が被疑者3名を逮捕。

④ 再発防止策

システムによる不正モニタリングの基準を厳格化し、検知された案件について不適切・不正利用に該当する可能性がある場合、商店街振興組合連合会により加盟店及びユーザーの利用状況等の調査や、該当者への聞き取り調査等を引き続き実施していく。

規約違反のおそれがある加盟店・ユーザーについてはシステム利用及びサービス提供の一時停止を措置し、また、調査の結果、悪質性が高く、商店街振興組合連合会や区だけの対応が困難な場合には、適宜、警察へ通報し連携を図っていく。

(3) 事業体制の強化

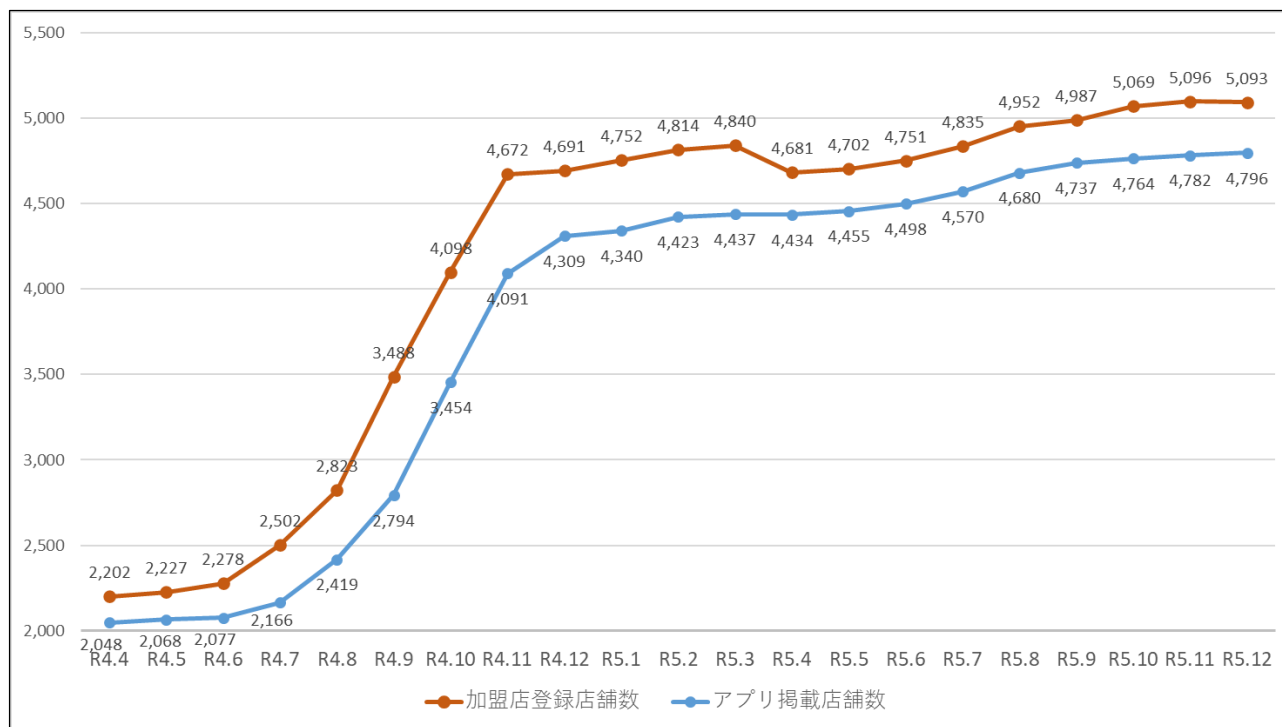
実施主体の商店街振興組合連合会、デジタル地域通貨プラットフォームを提供するシステム委託事業者、そして補助金等支援を行なう区の三者連携体制を今後も維持し、三者間の相互チェック機能や組織ガバナンスの強化を目的とした検討・協議を今後も重ねることで、事業の健全性を担保していく。

別紙 1

せたがや Pay 関連数値の推移（令和 5 年 12 月末現在）

(1) 加盟登録店舗数

：5,093 店舗（内、アプリ掲載店舗数：4,796 店舗）

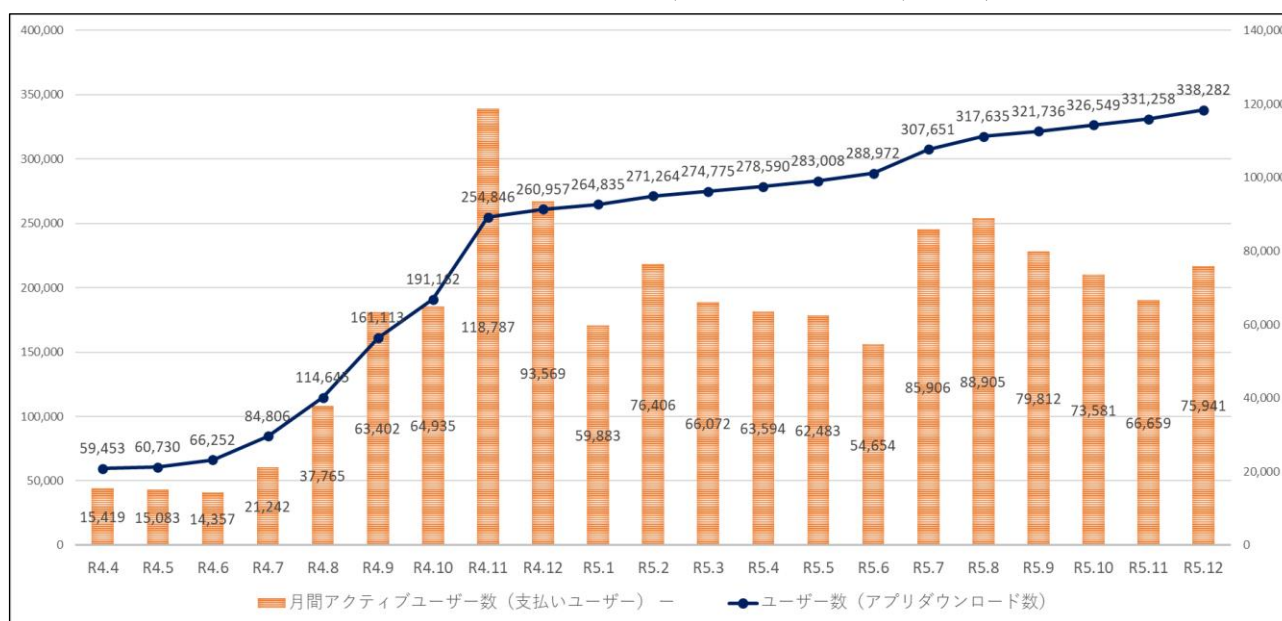


図表 1 セたがや Pay 加盟店登録・アプリ掲載店舗数推移 (店)

(2) アプリダウンロード数

① 累積アプリダウンロード数：338,282 件

② 令和 5 年度平均アクティブユーザー数（支払ユーザー数）：75,941 件

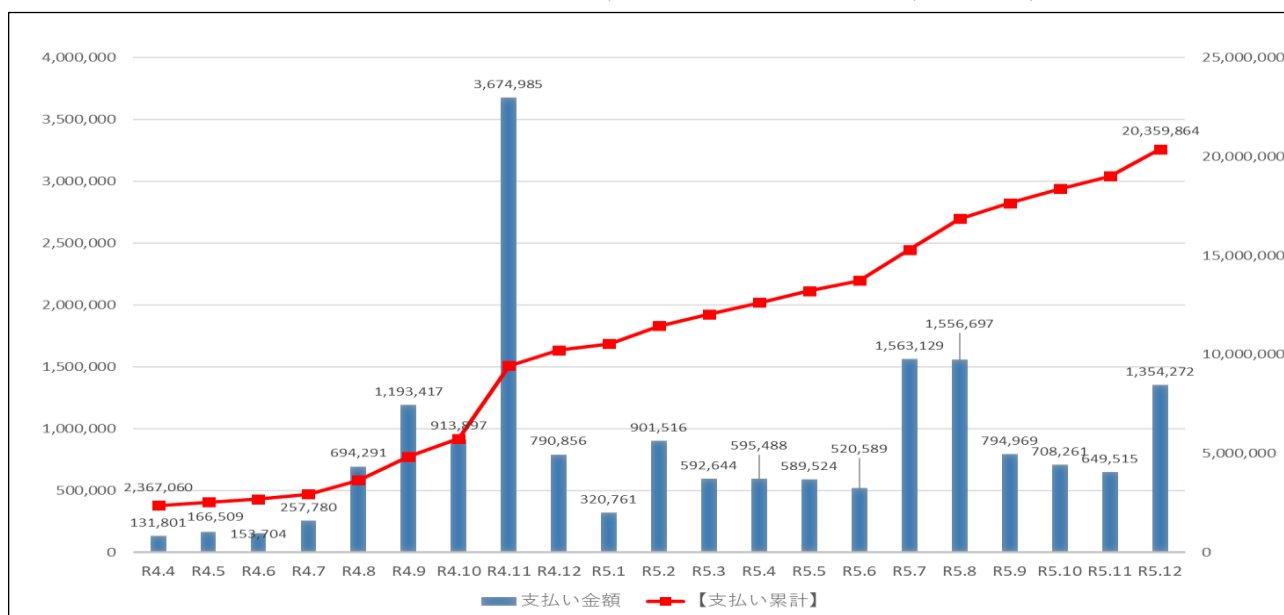


図表 2 セたがや Pay アプリダウンロード数・アクティブユーザー数推移 (件)

(3) 加盟店売上額

① 加盟店売上額総額の推移

- ・加盟店売上額総額累計（令和3年2月～令和5年12月）：20,142,030 千円
- ・令和5年度平均売上額総額／月（令和5年4月～12月）：901,623 千円／月

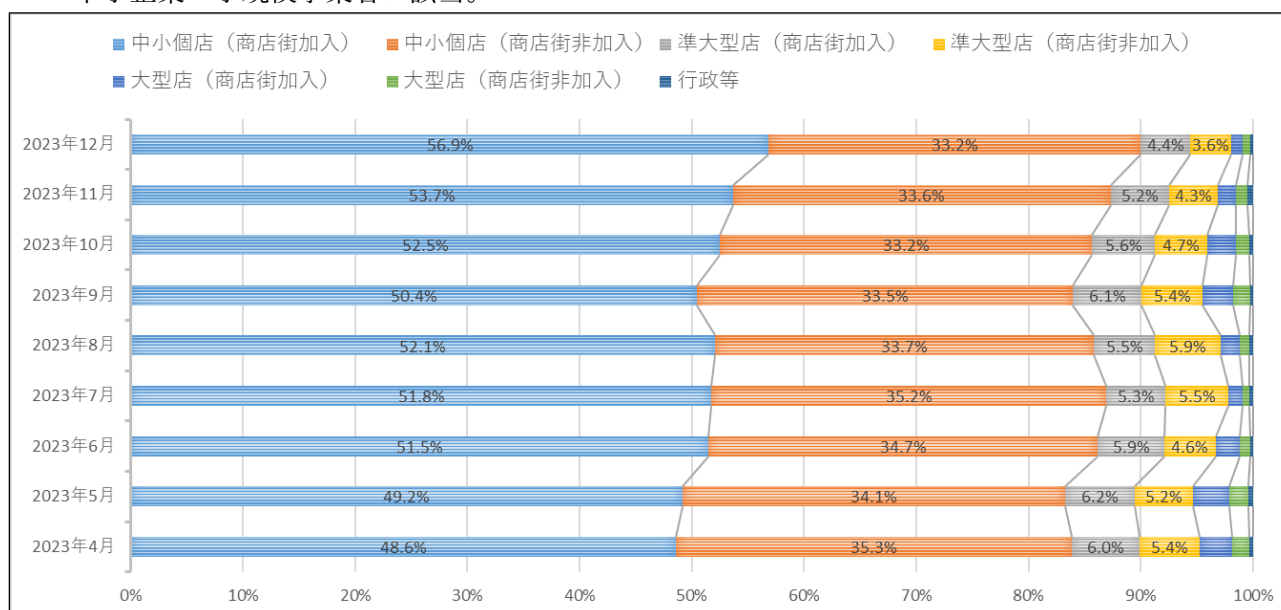


図表3 せたがや Pay 毎月支払額・累計額推移 (千円)

② 加盟店売上額の内訳（中小企業・小規模事業者と大型店（大企業）の別）

せたがや Pay の加盟店売上額について、加盟店区別の売上額の構成割合を算出すると、図表4のとおり、令和5年度（令和5年12月まで）における中小企業・小規模事業者（※）での売上額の構成割合は平均96.4%であり、せたがや Pay での支払額の大半が区内中小個店に裨益していることが分かる。

※「大型店」・「行政等団体」を除く「中小個店」・「準大型店」区分が、主に、中小企業基本法上の中小企業・小規模事業者に該当。



図表4 せたがや Pay 加盟店区別の売上額構成割合 (%)

別紙 2

せたがや Pay 公式ホームページ公表内容（不正利用）（令和 5 年 11 月 22 日付）

2023-11-22

せたがやPayの加盟店及び利用者による不正行為への対応について

この度のせたがやPayにおけるポイント不正取得事件について、日頃からせたがやPayをご愛顧いただいております利用者の皆様ならびに関係者の皆様方にはご心配をおかけしております。

せたがやPayは地域活性化への貢献をめざして導入しているデジタル地域通貨です。コロナ禍による営業制約や物価高騰など地域経済が低迷するなかで、疲弊している中小個店を営む事業者や、ひとりでも多くの区民の生活を支えるために事業を展開しております。

そうしたなか、不正行為が発生したことは誠に遺憾であり、事務局としては、システムの社会的信頼を守るとともに、全ての加盟店及び利用者の利益を守る立場から、今後も警察とも協力しながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

記

1. 事件の概要

今回、せたがやPay加盟店という立場を利用して、利用者を教唆し、架空取引を繰り返すなどして不正にポイントを取得していた加盟店の存在が明らかになりました。不正利用と知りながら、当該事業者と結託して複数アカウントを用いて不正にポイントを取得した利用者と合わせ、ポイント詐欺容疑で逮捕されております。

現在までに明らかになった被害額および発生時期は以下のとおりです。

被害額：72万円相当、発生時期：2022年8月

2. 対応状況

事務局のシステムによる不正モニタリング等により、本件不正利用は早急を確認し、当該加盟店と利用者のシステム利用を停止の上、上記被害額も全額回収済みです。併せて警察に相談し、迅速かつ適切に対応しております。また、同様の不正を防ぐために、取引状況のモニタリング体制を強化するなど再発防止策も講じております。

3. 再発防止策

せたがやPayでは、システムにより不正モニタリングを実施しておりますが、本件を受け、モニタリング基準を厳格化いたしました。不正モニタリングに検知された案件については、不適切・不正な利用に該当する可能性がある場合、事務局により加盟店・ユーザーの皆様の利用状況等の調査や、該当者への聞き取り調査等を実施しております。

<不適切・不正な利用の例>

- ・非対面（遠隔）決済
- ・ユーザーの複数アカウント保有及び利用
- ・加盟店による自店舗決済

場合によっては、せたがやPay加盟店規約やせたがやPay利用規約等の違反の恐れがある加盟店・ユーザーについて、システムの利用及びサービスの提供の一時停止措置をとっております。また調査の結果、悪質性が高く、事務局だけの対応が難しい場合、警察へ相談し連携をしております。

このたびの不正行為は、デジタル地域通貨という新しい仕組みによって広がるようとしている地域経済の可能性に水を差すものであり、金額の大小を問わず許されるものではありません。ポイントの原資は公的資金であることから、行政の補助金による事業運営の適正な執行を妨げるものであり反社会性の強い行為と考えております。

今後もユーザーの皆様、加盟店の皆様安心して透明性の高いご利用をしていただくためにも、引き続き、不正モニタリング等を通じて、規約で禁止される架空決済、自店舗決済、非対面決済、複数アカウント利用等の監視を行うことにより再発防止に努めてまいります。

4. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、せたがやPay公式サイトにあるお問合せフォームよりお願いいたします。

<https://form.run/@setagayapay-user-inquiry>